

建物解体工事等施工業者の皆様へ

## 建物解体工事等に伴う 公共ますの破損事故等防止について

公共下水道の整備区域では、個人の敷地内に竹原市が管理する公共污水ますを設置しています。（※写真1参照）

この公共ますが、建物解体工事、増改築等で破損、または無断で撤去される事例が発生しています。

公共ますを無理やり撤去した場合、取付管や本管に影響が出て、管が詰まり、周辺に污水があふれ出たり、最悪の場合、他の家の排水設備に逆流する恐れがあります。

施工の際には、事前に下水道課にて公共ますの状況について確認を行い、担当の指導のもと、公共ますを破損しないように十分注意して施工してください。

なお、破損してしまった場合は必ず下水道課に連絡し、担当の指示のもと速やかに復旧してください。（復旧・移設等に係る費用は原因者の負担となります。）

また、公共ますを移設・撤去したい場合、事前に下水道課へ申請が必要となりますので、必ず担当窓口へ問い合わせ確認して下さい。

（写真1）



公共ます（真中に竹原市の市章が入っています。）

問合せ先  
建設部 下水道課 建設管理係  
電話 (0846) 22-7751